

2. 簡易評価書に対する意見及び意見に対する準対象事業者の見解

2.1 簡易評価書に対する住民意見の概要及び意見に対する準対象事業者の見解

簡易評価書に対する住民意見は0件であった。

2.2 簡易評価書に対する知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解

簡易評価書に対する三重県知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 簡易評価書に対する三重県知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解

意見番号	三重県知事意見	準対象事業者見解
総括的事項		
1	簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。	事業実施において、簡易的環境影響評価の予測結果と異なる状況が発生した場合には、その状況及び要因を確認した上で、必要に応じて追加の環境保全措置を講じるとともに適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は極力低減に努めるようにします。
2	今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。	措置報告書において修正した内容は、最新の工事設計に基づいて予測及び評価を行い、その結果を反映したものととなります。環境保全措置の検討にあたっては、必要に応じて追加の環境保全措置を講じるとともに、環境影響の回避又は極力低減することを優先的に検討しております。
3	事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施にあたり、環境保全に関する措置については、準対象事業者の実行可能な範囲で最善の利用可能技術を導入するように検討します。
4	事業実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、伊賀市及び地域住民と適切なコミュニケーションを図り、理解が得られるよう努めること。	事業実施にあたっては、ご指摘のガイドライン等に基づき、伊賀市及び地域住民と適切なコミュニケーションを図り、理解が得られるよう努めてまいります。
5	事業実施にあたっては、責任の所在を明確にし、環境保全措置等を確実に実施すること。	事業実施にあたっては、準対象事業者が責任をもって実施いたします。環境保全措置の実施についても同様となります。
個別的事項		
1	大気質、騒音及び振動 準対象事業実施区域の近傍に学校等の環境の保全等について特に配慮が必要な施設が存在するため、工事の実施に伴い発生する粉じんについて風向も考慮した予測評価を行うとともに、騒音及び振動による影響を極力低減するよう努め、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。 また、事業の実施にあたり、騒音及び振動が増大する恐れがあることから、環境保全措置を徹底し、周辺環境への影響を極力低減するよう努めること。	事業計画地近傍の気象庁の観測データを用いて風向も考慮した予測を行いました。幼稚園は事業計画地の西に存在しておりますので、東寄りの風出現時の風速分布に着目して予測を行いました。騒音及び振動については、簡易評価書に記載の環境保全措置を着実に実施することで影響を極力低減できるものと考えておりますが、地域住民とのコミュニケーションの中で追加的な環境保全措置が必要となった場合は、その実施を検討し、周辺環境への影響を可能な限り低減するよう努めます。
2	水質 準対象事業実施区域の外に濁水が流出しないよう排水路を設置し、調整池の容量を十分確保するとともに、適切に管理すること。	排水計画においては、準対象事業実施区域の外に濁水が流出しないように排水路を計画しております。調整池については排水の設計基準を充足しており、その容量も十分に確保しております。また、排水路及び調整池の適切な管理に努めてまいります。

3	地下水 森林伐採が地下水に与える影響について検討し、措置報告書に反映すること。	森林伐採が地下水に与える影響について検討し、措置報告書に反映しました。
4	陸生動物、陸生植物及び水生生物 重要種の生息・生育が確認された場合は、生息・生育環境の減少等、事業による影響を予測・評価し、措置報告書に反映すること。	追加的な現地調査を実施し、確認された重要種について生息・生育環境の減少等の事業による影響について予測及び評価を行い、措置報告書に反映しました。
5	廃棄物 導入する太陽光発電設備は、廃棄時を見据えて選定すること。また、事業に伴い発生する廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、やむを得ず廃棄物となるものについてはその責任の所在を明らかにするとともに、適正な処理を行う計画とすること。	太陽光発電設備については廃棄も見据えて選定するように努めます。また、事業の実施にあたっては、廃棄物の発生抑制及び再利用に努め、やむを得ず廃棄物として処分するものについても、法令を遵守した適正な対応を実施します。
6	その他 太陽光発電設備の設置により、温度上昇や反射光が住居や周辺環境等に与える影響について検討し、措置報告書に反映すること。	景観の予測結果より、住宅団地から本事業の太陽光パネル等は視認されないこと、また一定の離隔が取れていることから、太陽光発電設備の設置により、周辺地域への温度や反射光等について現況(太陽光発電所設置前)から環境が大きく変わることは基本的に無いと考えております。

3. 簡易評価書の記載事項との相違

措置報告書の作成に当たっては、三重県環境影響評価条例、三重県環境影響評価技術指針の規定に基づき、必要事項を記述しました。

また、簡易評価書に対する三重県環境影響評価条例の規定に基づく三重県知事意見等を踏まえ、簡易評価書の記載事項を修正しました。

なお、前項の記載のとおり、簡易評価書の公告・縦覧手続き以降、措置報告書の作成までの間に諸々事業計画の検討を行った結果、変更前計画から変更が生じたため、簡易評価書において予測・評価を行った環境評価項目のうち、変更後計画に基づいて予測及び評価結果について見直す必要があると判断した項目について再予測及び再評価を実施した。簡易評価書かた記載を見直した項目は表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 簡易的環境影響評価書の記載事項との相違

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
はじめに 1. 本措置報告書について	—	P1	はじめに 本措置報告書についてを追加しました。	①
2.1 簡易評価書に対する住民意見の概要及び意見に対する準対象事業者の見解	—	P2	簡易評価書に対する住民意見の概要を追加しました。なお、住民意見は0件であったことから準対象事業者の見解は記載していません。	①
2.2 簡易評価書に対する知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解	—	P2～3	簡易評価書に対する知事意見の概要及び意見に対する準対象事業者の見解を追加しました。	①
3 簡易評価書の記載事項との相違	—	P4	簡易評価書と措置報告書との記載事項の相違を追加しました。	①
1.2 代表者の氏名	P1-1	P1-1	令和7年7月22日付で代表者の変更がありましたので以下のように変更しました。 職務執行者 武田 哲尚 ↓ 職務執行者 <u>金子 雅英</u>	③
2.3.1 準対象事業の規模	P2-2	P2-2	以下のように変更しました。 準対象事業実施区域の面積：197,950m ² ↓ 準対象事業実施区域の面積： <u>139,132m²</u>	③
2.3.2 準対象事業の位置	P2-3	P2-3	図 2.3.2-1 準対象事業実施区域位置図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P2-4	P2-4	図 2.3.2-2 準対象事業実施区域と空中写真の重ね合わせ図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
2.3.3 準対象事業の主要な工作物等の配置計画その他の土地利用に関する事項	P2-5	P2-5	以下のように変更しました。 本事業の土地利用計画の概要は表 2.3.3-1 及び図 2.3.3-1 に示すとおりである。本計画では準対象事業実施区域 19.715ha のうち、改変区域は 14.396ha となっており、そのうち 9.648ha に太陽光パネルを設置する計画となっている。改変区域を除いた 5.319ha は残置森林とするとともに、改変区域のうち 2.945ha は植樹を行い造成森林とする計画である。 ↓ 本事業の土地利用計画の概要は表 2.3.3-1 及び図 2.3.3-1 に示すとおりである。本計画では準対象事業実施区域 <u>13.913ha</u> のうち、改変区域は	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>11.856ha となっており、そのうち 9.295ha に太陽光パネルを設置する計画となっている。改変区域を除いた 2.057ha は残置森林とするとともに、改変区域のうち 1.653ha は植樹を行い造成森林とする計画である。</p> <p>また、表 2.3.3-1 準対象事業実施区域の土地使用面積について、変更後の計画を記載しました。</p>	
	P2-6	P2-6～7	土地利用計画平面図について、図 2.3.3-1(1) 土地利用計画平面図（変更後計画）、図 2.3.3-1(2) 土地利用計画平面図（変更前計画）を記載しました。	③
	P2-7	P2-8	表 2.3.3-2 施設等の配置及び計画について、変更後の計画を記載しました。	③
	P2-8	P2-9～10	施設等の配置計画図について、図 2.3.3-2(1) 施設等の配置計画図（変更後計画）、図 2.3.3-2(2) 施設等の配置計画図（変更前計画）を記載しました。	③
2.3.4 工事計画	P2-13	P2-15	図 2.3.4-1 工事関係車両の主要な通行ルート図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P2-15	P2-17	<p>以下のように変更しました。</p> <p>切土量は 56,900m³、盛土量は 51,200m³、残土量が 5,700m³ である。</p> <p>↓</p> <p>切土量は <u>73,587m³</u>、盛土量は <u>65,822m³</u>、残土量が <u>7,765m³</u> である。</p> <p>また、表 2.3.4-5 切土・盛土量について、変更後の計画を記載しました</p>	③
	P2-16	P2-18～19	切土・盛土平面図について、図 2.3.4-2(1) 切土・盛土平面図（変更後計画）、図 2.3.4-2(2) 切土・盛土平面図（変更前計画）を記載しました。	③
	P2-17	P2-20～21	切土・盛土断面図について、図 2.3.4-3(1) 切土・盛土断面図（変更後計画）、図 2.3.4-3(2) 切土・盛土断面図（変更前計画）を記載しました。	②
2.3.5 環境保全計画	P2-17	P2-24	<p>以下のように変更しました。</p> <p>文章の入れ替えを行いました。</p> <p>(5) 廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事においては事業区域内で切土、盛土の 度量バランスを図り、残土の発生を抑制し廃棄物の削減を図る。 ・伐採樹木については、～ <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の車両の走行は～ ・工事期間中は巡回警備を行い～ ・残置森林及び造成森林を確保するとともに～ <p>↓</p> <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>造成工事においては、事業区域内で切土・盛土の土量バランスを図り、残土の発生を抑制し、廃棄物の削減を図る。</u> ・工事期間中の車両の走行は～ ・工事期間中は巡回警備を行い～ ・残置森林及び造成森林を確保するとともに～ 	②
3.1.1 大気環境の状況	P3-2	P3-2	図 3.1.1-1 特別地域気象観測所の位置図について変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-5	P3-5	<p>文章を以下のように変更しました。</p> <p>～また、令和 4 年 3 月～令和 5 年 2 月の最多風向別出現頻度は、図 3.1.1-5 に示すとおりである。</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			↓ ～また、 <u>令和6年4月～令和7年3月の最多風向別出現頻度は、図3.1.1-5に示すとおりである。卓越風向は、4月から6月が北北東、7月から9月が東南東、10月から3月までが西で、年間の最多風向は西であった。</u>	
	P3-6	P3-6	以下のように変更しました。 図3.1.1-5 伊賀市における最多風向別出現頻度（令和4年3月～令和5年2月） ↓ 図3.1.1-5 伊賀市における最多風向別出現頻度（ <u>令和6年4月～令和7年3月</u> ）	③
	P3-8	P3-8	図3.1.1-6 大気常時監視測定局等の位置図について、 <u>変更後計画の区域に変更しました。</u>	③
	P3-15	P3-15	以下のように変更しました。 炭化水素 令和3年度の炭化水素の測定結果は～ ↓ 令和5年度の炭化水素の測定結果は～ 表3.1.1-11内を、以下のように変更しました。 〔測定局：伊賀市緑が丘中学校〕 有効測定日数：365日 → <u>366日</u> 測定時間数：8673時間 → <u>8697時間</u> 非メタン炭化水素(年平均値)：0.10ppmC → <u>0.10ppmC</u> メタン(年平均値)：1.99ppmC → <u>2.04ppmC</u> 全炭化水(年平均値)：2.09ppmC → <u>2.14ppmC</u> 〔測定局：名張小学校〕 有効測定日数：364日 → <u>365日</u> 測定時間数：8666時間 → <u>8695時間</u> 非メタン炭化水素(年平均値)：0.08ppmC → <u>0.07ppmC</u> メタン(年平均値)：1.98ppmC → <u>1.99ppmC</u> 全炭化水(年平均値)：2.05ppmC → <u>2.06ppmC</u> 出典を以下のように変更しました。 「令和4年度三重県サステイナビリティレポート」（令和4年11月、三重県） ↓ 「令和6年度版三重県サステイナビリティレポート」（令和6年11月、三重県） 以下のように変更しました。 大気汚染に係る苦情の発生状況 「令和5年刊三重県統計書」（令和5年、三重県）によると、令和3年度の伊賀市の大気環境に関する苦情は4件であった。 ↓ 「令和7年刊三重県統計書」（令和7年、三重県）によると、令和5年度の伊賀市の大気環境に関する苦情は <u>10件</u> であった。	③
	P3-16	P3-16	表3.1.1-12について、以下のように変更しました。 環境騒音の測定結果（令和3年度） ↓ 環境騒音の測定結果（令和5年度） 表3.1.1-12内を、以下のように変更しました。	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>[測定地点：津地方検察庁伊賀支部] 測定値（昼間）：42 デシベル → <u>45</u> デシベル 測定値（夜間）：40 デシベル → <u>40</u> デシベル</p> <p>[測定地点：市街地西部地区市民センター] 測定値（昼間）：53 デシベル → <u>48</u> デシベル 測定値（夜間）：35 デシベル → <u>39</u> デシベル</p> <p>[測定地点：三重県伊賀庁舎] 測定値（昼間）：50 デシベル → <u>47</u> デシベル 測定値（夜間）：46 デシベル → <u>45</u> デシベル</p> <p>出典について、以下のように変更しました。 「令和 4 年度版 三重県サステナビリティリポート」（令和 4 年 11 月、三重県） ↓ 「令和 6 年度版 三重県サステナビリティリポート」（令和 6 年 11 月、三重県）</p> <p>表 3.1.1-13 について、以下のように変更しました。 自動車交通騒音の測定結果（令和 3 年度） ↓ 自動車交通騒音の測定結果（令和 5 年度）</p> <p>また、表 3.1.1-13 自動車交通騒音測定地点の測定結果について、測定地点及び出典を追加しました。</p> <p>以下のように変更しました。 騒音に係る苦情の発生状況 「令和 5 年刊三重県統計書」（令和 5 年、三重県）によると、令和 3 年度の伊賀市の騒音に関する苦情は 3 件であった。 ↓ 「令和 7 年刊三重県統計書」（令和 7 年、三重県）によると、令和 5 年度の伊賀市の大気環境に関する苦情は 7 件であった。</p>	
	P3-17	P3-17	<p>図 3.1.1-12 騒音及び振動測定地点の位置図について変更後計画の区域に変更しました。 また、図中に出典を追加しました。</p>	③
	P3-18	P3-18	<p>表 3.1.1-14 について、以下のように変更しました。 自動車交通振動の測定結果（令和 3 年度） ↓ 自動車交通振動の測定結果（令和 5 年度）</p> <p>表 3.1.1-14 内を、以下のように変更しました。 [測定地点：小田西交差点南] 測定値（昼間）：41 デシベル → <u>41</u> デシベル 測定値（夜間）：30 デシベル → <u>31</u> デシベル</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 4 年度版 三重県サステナビリティリポート」（令和 4 年 11 月、三重県） ↓ 「令和 6 年度版 三重県サステナビリティリポート」（令和 6 年 11 月、三重県）</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>以下のように変更しました。</p> <p>振動に係る苦情の発生状況 「令和5年刊三重県統計書」(令和5年、三重県)によると、令和3年度の伊賀市の振動に関する苦情は1件であった。</p> <p>↓</p> <p>「令和7年刊三重県統計書」(令和7年、三重県)によると、令和5年度の伊賀市の大気環境に関する苦情は0件であった。</p> <p>悪臭 ～なお、「令和5年刊三重県統計書」(令和5年、三重県)によると、令和3年度の伊賀市の悪臭に関する苦情は11件であった。</p> <p>↓</p> <p>～なお、「令和7年刊三重県統計書」(令和7年、三重県)によると、令和5年度の伊賀市の悪臭に関する苦情は11件であった。</p>	
3.1.2 水環境の状況	P3-19	P3-19	以下のように修正しました。 檜尾川 → 柏尾川	①
	P3-20	P3-20	図 3.1.2-1 河川の状況について、変更後計画の区域に変更しました。	②
	P3-21	P3-21	<p>以下のように変更しました。</p> <p>令和3年度の環境基準に関する水質測定を～</p> <p>↓</p> <p>令和5年度の環境基準に関する水質測定を～</p> <p>出典を以下のように変更しました。</p> <p>「令和4年度版 三重県サステナビリティリポート」(令和4年11月、三重県)</p> <p>↓</p> <p>「令和6年度版 三重県サステナビリティリポート」(令和6年11月、三重県)</p>	③
P3-24	P3-24	<p>表 3.1.2-3 について、以下のように変更しました。</p> <p>～の水質測定結果 (令和3年度 (年間値))</p> <p>↓</p> <p>～の水質測定結果 (令和5年度 (年間値))</p> <p>表 3.1.2-3 内を、以下のように変更しました。</p> <p>[測定地点：木津川-1 大野木橋]</p> <p>水素イオン濃度 (pH)：最小値 7.7 → <u>8.0</u></p> <p>生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)：0.8 → <u>0.9</u></p> <p>75%水質値：0.9 → <u>1.0</u></p> <p>大腸菌数 (CFU/100mL)：— → <u>150</u></p> <p>[測定地点：木津川-2 岩倉橋]</p> <p>水素イオン濃度 (pH)：最大値 7.9 → <u>8.0</u></p> <p>生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)：1 → <u>1.2</u></p> <p>75%水質値：1.2 → <u>1.3</u></p> <p>大腸菌数 (CFU/100mL)：— → <u>220</u></p> <p>[測定地点：木津川-2 島ヶ原大橋]</p> <p>水素イオン濃度 (pH)：最大値 7.9 → <u>8.0</u></p> <p>最小値 7.7 → <u>7.6</u></p> <p>生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)：1.1 → <u>1.3</u></p> <p>75%水質値：1.2 → <u>1.6</u></p>	③	

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>大腸菌数 (CFU/100mL) : — → <u>770</u></p> <p>[測定地点 : 比自岐川 枳川橋]</p> <p>水素イオン濃度 (pH) : 最大値 7.8 → <u>7.6</u> 最小値 6.7 → <u>7.3</u></p> <p>溶存酸素量 (DO) (mg/L) 9.8 → <u>9.6</u></p> <p>生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) : 0.7 → <u>0.9</u> 75%水質値 : 0.8 → <u>1.0</u></p> <p>大腸菌数 (CFU/100mL) : — → <u>900</u></p> <p>表 3.1.2-4 内を以下のように変更しました。 ～の健康項目の水質測定結果 (令和 3 年度～) ↓ ～の健康項目の水質測定結果 (令和 <u>5</u> 年度～)</p>	
	P3-25	P3-25	<p>以下のように変更しました。</p> <p>(3)水底の底質 令和 3 年度の河川底質調査結果は～ ↓ 令和 <u>5</u> 年度の河川底質調査結果は～</p> <p>表 3.1.2-5 内を、以下のように変更しました。 底質 (pg-TEQ/g) : 47 → <u>0.64</u></p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 3 年度ダイオキシン類に係る～」 ↓ 「令和 <u>5</u> 年度ダイオキシン類に係る～」</p>	③
	P3-26	P3-26	<p>以下のように変更しました。</p> <p>水質汚濁に係る苦情の発生状況 「令和 5 年刊三重県統計書」(令和 5 年、三重県)によると、令和 3 年度の伊賀市の水質汚濁に関する苦情は 3 件であった。 ↓ 「令和 <u>7</u> 年刊三重県統計書」(令和 <u>7</u> 年、三重県)によると、令和 <u>5</u> 年度の伊賀市の水質汚濁に関する苦情は <u>6</u> 件であった。</p>	③
3.1.3 地盤及び土壌の状況	P3-29	P3-29	<p>以下のように変更しました。</p> <p>(1)地盤沈下 「令和 3 年度全国の地盤沈下地域の概況」(令和 5 年、環境省)によると、伊賀市において地盤沈下は確認されておらず、また、「令和 6 年刊三重県統計書」(令和 5 年、三重県)によると、令和 3 年度の伊賀市の地盤沈下に関する苦情はなかった。 ↓ 「令和 <u>5</u> 年度全国の地盤沈下地域の概況」(令和 <u>7</u> 年、環境省)によると、伊賀市において地盤沈下は確認されておらず、また、「令和 <u>7</u> 年刊三重県統計書」(令和 <u>7</u> 年、三重県)によると、令和 <u>5</u> 年度の伊賀市の地盤沈下に関する苦情はなかった。</p> <p>(2)土壌汚染 「令和 5 年度三重県統計書」(令和 5 年、三重県)によると、令和 3 年度の伊賀市の土壌汚染に関する苦情はなかった。伊賀市内における「土壌汚染対策法」に基づく用措置区域の指定が 1 件であり、形質変更時要届出区域の指定はなかった。</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			↓ 「令和7年度三重県統計書」(令和7年、三重県)によると、令和5年度の伊賀市の土壌汚染に関する苦情はなかった。また、「三重県内における要措置区域等の指定状況」(令和6年、三重県)によると、伊賀市内における「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域等および形質変更時要届出区域の指定はなかった。	
3.1.4 地形及び地質	P3-31	P3-31	図3.1.4-1(1) 地形分類図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-33	P3-33	図3.1.4-2(1) 表層地質図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-35	P3-35	図3.1.4-3(1) 活断層図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	P3-57	P3-57	図3.1.5-1(1) 準対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-58	P3-58	図3.1.5-1(1) 準対象事業実施区域及びその周囲の林相区分図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-59	P3-59	図3.1.5-2(1) 準対象事業実施区域及びその周囲の空中写真(2011年)について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-60	P3-60	図3.1.5-2(2) 準対象事業実施区域及びその周囲の空中写真(2020年)について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-61	P3-61	図3.1.5-3 準対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	P3-66	P3-66	図3.1.6-1 人と自然との触れ合い活動の場について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.1.7 景観の状況	P3-69	P3-69	図3.1.7-1 景観資源について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-70	P3-70	図3.1.7-2 主要な眺望点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.1.8 歴史的文化的な遺産の状況	P3-72	P3-72	図3.1.8-1 指定文化材の位置について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.1.9 温室効果ガスの状況	P3-73	P3-73	以下のように変更しました。 三重県内における二酸化炭素排出量の小計は、22,163千t-CO ₂ 、温室効果ガス排出量の合計(吸収量を含む)は、22,117千t-CO ₂ であった。 ↓ 三重県内における二酸化炭素排出量の小計は、 <u>22,211</u> 千t-CO ₂ 、温室効果ガス排出量の合計(吸収量を含む)は、 <u>22,819</u> 千t-CO ₂ であった。 表3.1.9-1について、以下のように変更しました。 温室効果ガス排出量(2020年度(令和2年度)) ↓ 温室効果ガス排出量(2022年度(令和4年度)) 表3.1.9-1内を、以下のように変更しました [三重県域の温室効果ガス排出量(単位:千t-CO ₂)] (二酸化炭素) ・産業部門:12,265 → <u>12,379</u> ・業務その他部門:2,117 → <u>2,259</u>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門：2,463 → <u>2,229</u> ・運輸部門：3,159 → <u>3,240</u> ・エネルギー転換部門：432 → <u>361</u> ・工業プロセス分野：1,079 → <u>1,082</u> ・廃棄物分野：649 → <u>661</u> ・小計：22,163 → <u>22,211</u> メタン 237 → <u>327</u> 一酸化二窒素 571 → <u>336</u> 代替フロン等4ガス 801 → <u>684</u> 合計 23,772 → <u>23,559</u> 吸収源活動による吸収量 -655 → <u>-739</u> 合計（吸収量含む） 23,117 → <u>22,819</u> <p>出典を以下のように変更しました。 「2020年度（令和2年度）～排出量について」 ↓ 「<u>2022年度（令和4年度）～排出量について</u>」</p>	
3.2.1 人口及び産業の状況	P3-74	P3-74	表 3.2.1-1 について、以下のように追加しました。 令和7年 伊賀市人口 人口総数 <u>84,603</u> （男： <u>41,679</u> 女： <u>42,924</u> ） 世帯数 <u>40,545</u>	③
	P3-78	P3-78	図 3.2.1-1 漁業権設定状況について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-79	P3-79	<p>以下のように変更しました。</p> <p>伊賀市における令和元年の工業の状況は～、伊賀市の製造品出荷額は 76,391,475 万円であり、生産用機械器具製造業（21.2%）、化学工業（15.8%）、輸送用機械器具製造業（15.2%）が上位を占めている。</p> <p>↓</p> <p>伊賀市における令和2年の工業の状況は～、伊賀市の製造品出荷額は <u>76,815,230</u> 万円であり、生産用機械器具製造業（<u>16.2%</u>）、化学工業（<u>15.0%</u>）、輸送用機械器具製造業（<u>14.9%</u>）が上位を占めている。</p> <p>表 3.2.1-7 について、以下のように変更しました。 工業の状況（令和元年）→工業の状況（令和3年）</p> <p>表 3.2.1-7 内の数値を令和3年度の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和5年刊 三重県統計書」 ↓ 「令和7年刊 三重県統計書」</p>	③
	P3-80	P3-80	<p>以下のように変更しました。</p> <p>伊賀市における平成28年の商業の状況は～、伊賀市における商業の年間販売額は 150,850 百万円であり、卸売業においては、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、小売業においては、飲食品小売業の販売額が多い。</p> <p>↓</p> <p>伊賀市における令和3年の商業の状況は～、伊賀市における商業の年間販売額は <u>137,403</u> 百万円であり、卸売業においては、<u>機械器具卸売業</u>、</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>小売業においては、飲食料品小売業の販売額が多い。</p> <p>表 3.2.1-8 について、以下のように変更しました。</p> <p>商業の状況（平成 28 年） ↓ 商業の状況（令和 3 年）</p> <p>表 3.2.1-8 内の数値を令和 3 年度の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 5 年刊 三重県統計書」 ↓ 「令和 7 年刊 三重県統計書」</p>	
3.2.2 土地利用の状況	P3-81	P3-81	<p>表 3.2.2-1 について、以下のように変更しました。</p> <p>民有地面積（令和 4 年） ↓ 民有地面積（令和 5 年）</p> <p>表 3.2.2-1 内の数値を令和 7 年度の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 5 年刊 三重県統計書」 ↓ 「令和 7 年刊 三重県統計書」</p>	③
	P3-82	P3-82	<p>図 3.2.2-1 土地利用図について、変更後計画の区域に変更しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「地理院地図」（国土地理院 HP～） ↓ 「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ 令和 3 年」（国土数値情報ダウンロードサイト～）</p>	③
3.2.3 水利用の状況	P3-83	P3-83	<p>表 3.2.3-1 について、以下のように変更しました。</p> <p>水道水源の取水状況（令和 4 年） → （令和 7 年）</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「2023（令和 5）年度水質検査計画」（2023 年 1 月、伊賀市上下水道部） ↓ 「2025（令和 7）年度水質検査計画」（2025 年 1 月、伊賀市上下水道部）</p>	③
	P3-84	P3-84	<p>図 3.2.3-1 浄水場及び給水区域について、変更後計画の区域に変更しました。</p>	③
	P3-85	P3-85	<p>図 3.2.3-2 農業用ため池について、変更後計画の区域に変更しました。</p>	③
3.2.4 鉄道の状況	P3-87	P3-87	<p>以下のように変更しました。</p> <p>令和 3 年度の青山町駅の 1 日あたりの乗車人員は 693 人、伊賀上津駅は 105 人、西青山駅は 13 人であった。</p> <p>↓</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>令和 <u>5</u> 年度の青山町駅の 1 日あたりの乗車人員は <u>654</u> 人、伊賀上津駅は <u>101</u> 人、西青山駅は <u>19</u> 人であった。</p> <p>表 3.2.4-2 の乗車人数について、令和 7 年度の統計結果に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 5 年刊 三重県統計書」 ↓ 「令和 <u>7</u> 年刊 三重県統計書」</p>	
	P3-88	P3-88	図 3.2.4-1 主要な交通の状況及び交通量の調査区間図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-89	P3-89	図 3.2.4-2 主要な鉄道の状況について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.2.5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況	P3-90	P3-90	<p>出典を以下のように変更しました。 「令和 5 年度 学校名簿」 ↓ 「令和 <u>6</u> 年度 学校名簿」</p>	③
	P3-91	P3-91	図 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-92	P3-92	図 3.2.5-2 住宅等の配置の状況について、変更後計画の区域に変更しました。	③
3.2.6 衛生環境施設の整備状況	P3-93	P3-93	<p>以下のように変更しました。</p> <p>上水道 伊賀市における令和 2 年度末の上水道普及状況は～。令和 2 年度末時点での伊賀市の上水道普及率は 99.6%である。 ↓ 伊賀市における令和 <u>4</u> 年度末の上水道普及状況は～。令和 <u>4</u> 年度末時点での伊賀市の上水道普及率は <u>99.5%</u>である。</p> <p>表 3.2.6-1 について、以下のように変更しました。 上水道の状況（令和 2 年度末） ↓ 上水道の状況（令和 <u>4</u> 年度末） 表 3.2.6-1 内の数値を令和 4 年度末の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和 5 年刊 三重県統計書」 ↓ 「令和 <u>7</u> 年刊 三重県統計書」</p> <p>下水道 伊賀市における令和 2 年度末の下水道普及状況は～。令和 2 年度末時点での伊賀市の下水道普及率は 83.0%である。 ↓ 伊賀市における令和 <u>4</u> 年度末の下水道普及状況は～。令和 <u>4</u> 年度末時点での伊賀市の下水道普及率は <u>83.8%</u>である。</p> <p>表 3.2.6-2 について、以下のように変更しまし</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>た。</p> <p>下水道の状況（令和2年度末） ↓ 下水道の状況（令和4年度末）</p> <p>表 3.2.6-2 内の数値を令和4年度末の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「伊賀市統計書」 ↓ 「令和5年度版伊賀市統計書」</p> <p>廃棄物処理状況 伊賀市における令和3年度のごみ処理状況は～。 令和3年度の伊賀市のごみ処理量は 25,382t/年であり、多くは焼却処理（21,514t/年）である。 ↓ 伊賀市における令和5年度のごみ処理状況は～。 令和5年度の伊賀市のごみ処理量は 22,466t/年であり、多くは焼却処理（19,488t/年）である。</p> <p>表 3.2.6-3 について、以下のように変更しました。 ごみ処理状況（令和3年度） ↓ ごみ処理状況（令和5年度）</p> <p>表 3.2.6-3 内の数値を令和5年度の統計情報に更新しました。</p> <p>出典を以下のように変更しました。 「令和3年度一般廃棄物処理事業のまとめ」 ↓ 「令和5年度一般廃棄物処理事業のまとめ」</p>	
3.2.7 環境の保全を目的とする法令等	P3-101	P3-101	図 3.2.7-1 水域の生活環境の保全に関する環境基準類型指定状況について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-107	P3-107	出典を以下のように変更しました。 「令和4年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和4年11月、三重県） ↓ 「令和6年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和6年11月、三重県）	③
	P3-109	P3-109	出典を以下のように変更しました。 「令和4年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和4年11月、三重県） ↓ 「令和6年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和6年11月、三重県）	③
	P3-115	P3-115	出典を以下のように変更しました。 「水質規制のあらまし」（令和5年5月、三重県） ↓ 「水質規制のあらまし」（令和7年4月、三重県）	③
	P3-116	P3-116	出典を以下のように変更しました。 「令和4年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和4年11月、三重県） ↓	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			「令和 6 年度版 三重県サステナビリティリポート」(令和 6 年 11 月、三重県)	
	P3-120	P3-120	図 3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地の位置について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-121	P3-121	図 3.2.7-3 都市計画区域の範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-122	P3-122	図 3.2.7-4 地域森林計画対象民有林の範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-123	P3-123	図 3.2.7-5 砂防指定地の範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P3-124	P3-124	図 3.2.7-6 農業振興地域等の範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
5 簡易的評価書関係地域の範囲	P5-2	P5-2	図 5-1 簡易的評価書関係地域(大気質、騒音、振動(工実施に係るもの)について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P5-3	P5-3	図 5-2 簡易的評価書関係地域(景観)について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.1 大気質	P6-6	P6-6	以下のように変更しました。 準対象事業実施区域に近接する青山よさみ幼稚園とした。 ↓ 準対象事業実施区域に近接する「 <u>青山よさみ幼稚園</u> 」とした。	③
	P6-7	P6-7	図 6.1.2-3 排出ガス発生源及び予測地点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-11	P6-11	文章を以下のように変更しました。 周辺への大気質への影響 → <u>生活環境</u> への影響	③
	P6-13	P6-13	図 6.1.2-4 資材等の搬出入ルートについて、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-16	P6-16	文章を以下のように変更しました。 周辺への大気質への影響 → <u>生活環境</u> への影響	③
	P6-17	P6-17	文章を以下のように変更しました。 予測は、～地上の土砂による粉じん等が飛散する風速の出現頻度を検討することにより行った。 表 6.1.2-19 に示す気象庁風力階級表(ビューフォートの風力階級表)によると、風力階級が4以上(風速 5.5m/s 以上)になると砂ぼこりが立つことから、粉じん等が飛散する可能性があるため、文献調査結果を用いて風速 5.5m/s 以上の風速の出現頻度を整理して、粉じん等の飛散について予測した。 ↓ 予測は、～地上の土砂による粉じん等が準対象事業実施区域から予測地点の方向へ飛散する <u>風向及び風速</u> の出現頻度を検討することにより行った。 図 6.1.2-3 より、準対象事業実施区域において発生した粉じん等が予測地点の方向へ飛散するのは、 <u>風向が東～南南東</u> の場合である。また、表 6.1.2-19 に示す気象庁風力階級表(ビューフォートの風力階級表)によると、風力階級が4以上(風速 5.5m/s 以上)になると砂ぼこりが立つことから、粉じん等が飛散する可能性がある。文献調査結果を用いて <u>風向が東～南南東かつ風速 5.5m/s 以上の風速</u> の出現頻度を整理して、粉じん等の飛散について予測した。	③
	P6-18	P6-18	文章を以下のように変更しました。	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由																					
			<p>～を用いて、風速階級別出現率を整理したものは表 6.1.2-20 に示すとおりである。粉じん等の飛散をもたらす可能性があると考えられる風（風速 5.5m/s 以上）の年間出現時間頻度は約 7.9%となっている。このことから、工事期間中の裸地面の出現により砂ぼこりが立ち、粉じん等が飛散する可能性は約 7.9%であると予測される</p> <p>↓</p> <p>～を用いて、<u>風向が東～南南東</u>の風速階級別出現率を整理したものは表 6.1.2-20 に示すとおりである。</p> <p>粉じん等の飛散をもたらす可能性があると考えられる風（<u>風向：東～南南東、風速：5.5m/s 以上</u>）の年間出現時間頻度は約 1.2%であった。このことから、工事期間中の裸地面の出現により砂ぼこりが立ち、粉じん等が飛散する<u>可能性がある時間数は約 105 時間/年（8760 時間×1.2%）</u>であると予測される。</p> <p>表 6.1.2-20 を以下のように変更しました。 風力階級別年間出現率</p> <p>↓</p> <p>風力階級別年間出現率 <u>（2018～2024 年）</u></p> <p>表 6.1.2-20 内を以下のように変更しました。 出現率(%)に、「全方位」と「東～南南東」を追加しました。</p> <table border="1" data-bbox="790 1086 1225 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">[出現率(%)]</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(全方位)</th> <th>(東～南南東)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力階級 0：</td> <td>2.0</td> <td><u>0.0</u></td> </tr> <tr> <td>1：</td> <td>40.7</td> <td><u>13.4</u></td> </tr> <tr> <td>2：</td> <td>28.9</td> <td><u>6.8</u></td> </tr> <tr> <td>3：</td> <td>20.4</td> <td><u>3.3</u></td> </tr> <tr> <td>4 以上：</td> <td>7.9</td> <td><u>1.2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>文章を以下のように変更しました。 重機の稼働及び土地の造成に伴う粉じん等が散る可能性があると考えられる風力階級 4 以上（風速 5.5m/s 以上）の出現頻度は約 7.9%程度である～</p> <p>↓</p> <p>重機の稼働及び土地の造成に伴う粉じん等が<u>予測地点の方向に</u>飛散する可能性がある風力階級 4 以上（風速 5.5m/s 以上）の出現頻度は<u>約 1.2%（年間 105 時間）</u>である～</p>		[出現率(%)]			(全方位)	(東～南南東)	風力階級 0：	2.0	<u>0.0</u>	1：	40.7	<u>13.4</u>	2：	28.9	<u>6.8</u>	3：	20.4	<u>3.3</u>	4 以上：	7.9	<u>1.2</u>	
	[出現率(%)]																								
	(全方位)	(東～南南東)																							
風力階級 0：	2.0	<u>0.0</u>																							
1：	40.7	<u>13.4</u>																							
2：	28.9	<u>6.8</u>																							
3：	20.4	<u>3.3</u>																							
4 以上：	7.9	<u>1.2</u>																							
	P6-19	P6-20	<p>文章を以下のように変更しました。 重機の稼働及び土地の造成により、粉じん等の予測は、粉じん等が飛散する可能性はあるが、出現頻度が年間で約 7.9%程度であるものの、残置森林等により直接的な影響はさらに小さくなると予測される。</p> <p>また、環境保全措置を実施することにより、周囲への大気質への影響へのさらなるに努めることから、業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>↓</p> <p>重機の稼働及び土地の造成により、<u>粉じん等が飛散する可能性があるが、粉じん等を飛散させる風の出現頻度は年間で約 1.2%程度であり、残置森</u></p>	③																					

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			林等により直接的な影響はさらに小さくなると予測される。 また、環境保全措置を実施することにより、 <u>重機の稼働及び土地の造成による粉じん等が周囲の生活環境に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</u>	
6.2 騒音	P6-23	P6-24	図6.2.2-2 騒音発生源位置及び予測地点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-27	P6-28	図6.2.2-3 資材等の搬出入ルート及び予測地点（道路交通騒音）について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-30	P6-31	文章を以下のように変更しました。 周辺の騒音への影響 → <u>生活環境への影響</u>	③
	P6-33	P6-34	図6.2.2-5 太陽光発電設備の稼働位置及び予測地点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-34	P6-35	以下のように変更しました。 太陽光発電設備の稼働に伴う等価騒音レベルは、38dB と予測される。 ↓ 太陽光発電設備の稼働に伴う等価騒音レベルは、 <u>31dB</u> と予測される。	③
	P6-36	P6-37	文章を以下のように変更しました。 周囲への騒音への影響 → <u>生活環境への影響</u>	③
6.3 振動	P6-40	P6-41	図6.3.2-2 振動発生源位置及び予測地点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-41	P6-42	以下のように変更しました。 建設作業に係る規制基準値（75dB）以下となる～ ↓ 建設作業に係る規制基準値（75dB）を下回る～	③
	P6-42	P6-43	文章を以下のように変更しました。 周囲への振動への影響 → <u>生活環境への影響</u>	③
	P6-44	P6-45	図6.3.2-3 資材等の搬出入ルート及び予測地点（道路交通振動）について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-47	P6-48	文章を以下のように変更しました。 周辺の振動への影響 → <u>生活環境への影響</u>	③
	P6-49	P6-50	文章を以下のように変更しました。 ～に示した環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、～。 ↓ ～に示した環境保全措置を実施することにより、 <u>生活環境への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、～。</u>	③
6.4 低周波音	P6-52	P6-53	図6.4.2-2 太陽光発電設備の稼働位置及び予測地点について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.6 地下水	P6-58	P6-59	文章を以下のように変更しました。 土地の造成に伴う地下水質（水の濁り）及び～ ↓ <u>土地の造成及び森林伐採に伴う地下水質（水の濁り）及び～</u> 本事業における土地の造成工事は、～、なお、工事において有害物質を取り扱うことはない。したがって、土地の造成による地下水質及び地下水位への影響はほとんどないものと考えられる。	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			↓ 本事業における土地の造成工事は、～、なお、工事において有害物質を取り扱うことはない。本事業における森林伐採については、 <u>太陽光パネル設置範囲の周囲に残置森林等を配置する計画としており、森林伐採後の土地に対してコンクリート等で事業地全体を固めるような透水性がゼロになる工事は実施しないことから、降水により残置森林及び太陽光パネル配置位置周囲の土壌面から雨水が地下へ浸透する。</u> したがって、土地の造成及び森林伐採による地下水質及び地下水位への影響はほとんどないものと考えられる。	
	P6-58	P6-60	文章を以下のように変更しました。 土地の造成による地下水質及び～ ↓ 土地の造成及び森林伐採による地下水質及び～	③
6.7 地形及び地質	P6-61	P6-63	図 6.7.2-1 調査対象範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.8 陸生動物	P6-65	P6-67	文章を以下のように変更しました。 2024年春季に～現地調査を行うこととした。 ↓ 2024年夏季に～現地調査を行った。	③
	P6-66	P6-68	図 6.8.1-1 調査対象範囲について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.8.2 文献調査	P6-68	P6-70	表 6.8.2-1(1)内を以下のように修正しました。 環境省 RL：1種 → 2種	③
	P6-69	P6-71	表 6.8.2-1(2)内を以下のように変更しました。 表 6.8.2-1(2)準対象事業実施区域及びその周囲で生息が推定される重要な種（鳥類）について、カモ目カモ科トリエガモを追加。 チドリ目チドリ科コチドリを追加。 スズメ目サンショウクイ科サンショウクイを追加しました。 合計を以下のように修正しました。 科和名：18科 → 19科 種和名：42種 → 45種 環境省 RL2020：18種 → 20種 三重県 RL2024：34種 → 37種 近畿 RDB2002：39種 → 41種	③
6.8.3 現地調査	P6-75	P6-77～85	以下のように変更しました。 6.8.3 予測及び評価の結果 → 6.8.3 現地調査 6.8.3 陸生動物の現地調査について、以下のよう に追記しました。 (1)昆虫類の状況 (a)調査方法 (b)調査地域 (c)調査期間 (d)調査結果 ①昆虫相の状況 表 6.8.3-1 昆虫種目構成一覧 表 6.8.3-2 昆虫類確認種一覧 ②重要な種 1)重要な種の選定基準 2)重要な昆虫類 表 6.8.3-3 重要な昆虫類の確認種一覧 表 6.8.3-4 重要な昆虫類の確認状況 図 6.8.3-1(1)重要な種の確認位置(昆虫類)	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			<p>図 6.8.3-1(2) 重要な種の確認位置(拡大1)</p> <p>図 6.8.3-1(3) 重要な種の確認位置(拡大2)</p>	
6.8.4 予測評価及び結果	P6-75	P6-85	<p>以下のように変更しました。</p> <p>6.8.3 予測及び評価の結果</p> <p>↓</p> <p>6.8.4 予測及び評価の結果</p>	
	P6-76～96	P6-87～106	<p>表 6.8.4-2 (1) ～ (24) 内を以下のように変更しました。</p> <p>重要な種の予測結果について、<u>トモエガモ</u>、<u>コチドリ</u>、<u>サンショウクイ</u>を追加しました。</p> <p>現地調査において準対象事業実施区域内（改変区域）において生息が確認された<u>ハッチョウトンボ</u>、<u>ハウチウンカ</u>、<u>オオアメンボ</u>、<u>オオコオイムシ</u>の4種についての再予測・再評価を行うとともに、ほかの種（18種）についても再予測・再評価を行いました。</p> <p>また、現地調査において準対象事業実施区域内（改変区域）において新たに生息が確認された<u>スジヒラタガムシ</u>、<u>ミュキシジミガムシ</u>の2種についての影響の概要を追加しました。</p>	③
6.9 陸生植物・蘚苔類	P6-100	P6-110	<p>文章を以下のように変更しました。</p> <p>2024年春季に～現地調査を行うこととした。</p> <p>↓</p> <p><u>2024年夏季に～現地調査を行った。</u></p>	③
	P6-107	P6-117	<p>表 6.9.2-1 (6) 維管束植物類の重要な種について、以下のように変更しました。</p> <p>環境省 RD2025 : 95 種 → <u>94 種</u></p> <p>三重県 RL2024 : 268 種 → <u>267 種</u></p> <p>三重県条例 : 3 種 → <u>1 種</u></p> <p>近畿 RDB2001 : 192 種 → <u>191 種</u></p> <p>以下のように変更しました。</p> <p>(6) 準対象事業実施区域及びその周囲で生育が推定される重要な種（蘚苔類）</p> <p>↓</p> <p><u>表 6.9.2-2 準対象事業実施区域及びその周囲で生育が推定される重要な種（蘚苔類）</u></p>	③
6.9.3 現地調査	P6-108	P6-118～125	<p>以下のように変更しました。</p> <p>6.9.3 予測及び評価の結果 → 6.9.3 現地調査</p> <p>6.9.3 陸生植物・蘚苔類の現地調査について、以下のように追記しました。</p> <p>(1) 植物相の状況</p> <p>(a) 調査方法</p> <p>(b) 調査地域</p> <p>(c) 調査期間</p> <p>(d) 調査結果</p> <p>①植物相の状況</p> <p>表 6.9.3-1 植物確認科・種数一覧</p> <p>表 6.9.3-2 植物確認種一覧</p> <p>②重要な種</p> <p>1) 重要な種の選定基準</p> <p>2) 重要な植物</p> <p>表 6.9.3-3 重要な植物確認種一覧</p> <p>表 6.9.3-4 重要な種の確認状況</p> <p>図 6.9.3-1(1) 重要な種の確認位置(植物)</p> <p>図 6.9.3-1(2) 重要な種の確認位置(拡大1)</p> <p>図 6.9.3-1(3) 重要な種の確認位置(拡大2)</p>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
6.9.4 予測評価及び結果	P6-108	P6-126	以下のように変更しました。 6.9.3 予測及び評価の結果 ↓ 6.9.4 予測及び評価の結果	③
	P6-109～134	P6-127～152	表 6.9.4-2 (1) ～ (26) 重要な種の予測結果について、以下のように変更しました。 現地調査において準対象事業実施区域内（ <u>改変区域</u> ）において新たに生息が確認されたヒナノシヤクジョウ、ホンゴウソウ、モウセンゴケの影響の概要を追加しました。また、ほかの種（149種）についても再予測・再評価を行いました。	③
6.11 人と自然との触れ合いの活動の場	P6-145	P6-163	図 6.11.2-1 青山グラウンド及び工事関係車両走行ルートの位置について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.12 景観	P6-149	P6-167	図 6.12.1-1 景観撮影地点位置図について、変更後計画の区域に変更しました。	③
	P6-150	P6-168	図 6.12.1-2 景観撮影方向について、変更後計画の区域に変更しました。	③
6.13 廃棄物等	P6-164	P6-182	表 6.13.2-2 内を以下のように変更しました。 伐採面積 ha : 13.9 → 11.9 発生量（地上部）t/ha : 1654.1 → 1,416.1 全重量 t : 2,117.2 → 1,812.6	③
	P6-165	P6-183	表 6.13.2-3 内を以下のように変更しました。 発生量 t : 2,117.2 → 1,812.6 有効利用量 t : 2,117.2 → 1,812.6	④
	P6-167	P6-185	切土量、盛土量、残土量について、以下のように変更しました。 切土量 : 56,900 m ³ → <u>73,587 m³</u> 盛土量 : 51,200 m ³ → <u>65,822 m³</u> 残土量 : 5,700 m ³ → <u>7,765 m³</u>	③
	P6-168	P6-186	表 6.13.2-9 内、土地の造成に伴う残土の発生について、不要な文章を削除し以下のように変更しました。 [環境保全措置] ・ <u>残土を場内に敷き均し、搬出を行わない。</u> [実施方法] ・ <u>切土、盛土を場内でバランスをとることにより残土の発生量を低減する。</u> ・ <u>発生した残土については場内に敷き均し、残土の搬出を行わない。</u> [環境保全措置の効果] ・ <u>残土発生量の低減</u>	②
6.14 温室効果ガス	P6-174	P6-192	表 6.14.2-10 内を以下のように変更しました。 改変面積の変更に伴い、常緑針葉樹林の面積及び純生産量、二酸化炭素吸収量の再計算を行いました。 [落葉広葉樹林] 面積 (ha) : 2.06 → <u>1.85</u> 純生産量 (t/年) : 24.7 → <u>22.2</u> 二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年) : 40.3 → <u>36.1</u> [常緑性針葉樹林] 面積 (ha) : 11.82 → <u>9.49</u> 純生産量 (t/年) : 212.8 → <u>170.8</u> 二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年) : 346.9 → <u>278.4</u> [伐採跡地/その他 (草地)] 面積 (ha) : 0.62 → <u>0.52</u>	③

項目	簡易評価書の記載事項	措置報告書の記載事項	相違の概要	相違の理由
			純生産量(t/年) : 7.4 → <u>6.2</u> 二酸化炭素吸収量(t-CO ₂ /年) : 12.1 → <u>10.1</u> [合計] 面積(ha) : — → <u>11.86</u> 純生産量(t/年) : 244.9 → <u>199.2</u> 二酸化炭素吸収量(t-CO ₂ /年) : 399.3 → <u>324.6</u>	

注) 相違の理由の番号は、以下のとおりです。

- ① 三重県環境影響評価条例、三重県環境影響評価技術指針に基づき追加したもの。
- ② 三重県知事意見、三重県環境影響評価委員会等の審議過程における意見に基づき修正したもの
- ③ 事業者が措置報告書作成時点において、自主的に改善・修正したもの。

(空白)